

令和6年 秋の全国交通安全運動北海道実施要綱

第1 運動の目的

交通安全を自らのことと捉え、交通ルールの遵守や思いやりのある交通マナーの実践が主体的に行われるよう、道民一人一人の交通安全意識の高揚を図る。

第2 期間

1 運動期間

9月21日（土）～9月30日（月）までの10日間

2 統一行動日（セーフティコール）

9月20日（金）

3 交通事故死ゼロを目指す日

9月30日（月）

第3 主催

北海道、北海道教育委員会、北海道警察、札幌市、市町村、公益社団法人北海道交通安全推進委員会、一般財団法人北海道交通安全協会、一般社団法人北海道安全運転管理者協会

第4 運動の重点

- 1 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
- 2 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- 4 バイクの交通事故防止
- 5 スピードダウンと全席シートベルト着用の徹底

第5 運動の進め方

道、道教委、道警察、市町村をはじめ、関係機関・団体等は緊密に連携し、体系的かつ効果的な交通安全運動を展開するとともに、参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進する。

第6 重点に関する主な推進項目

- 1 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
 - (1) 歩行者の交通事故防止対策
 - ア 全ての年齢層を対象とした反射材用品、LEDライト、明るい目立つ色の服装等の視認効果等の周知と自発的な着用を促す取組の推進
 - イ 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
 - ウ 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進
 - エ 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進

オ 通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用に関する広報啓発等の推進

(2) 歩行者の交通ルール遵守の徹底

ア 横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を守るためにの交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す取組の推進

イ 歩行中幼児・児童（小学生）の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の推進

ウ 安全に道路を通行することについて、日常生活における保護者等から幼児・児童（小学生）への教育を促す取組の推進

エ 高齢歩行者の死亡事故の特徴（65歳未満と比較して横断歩道以外横断中が多いなど）を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進

2 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶

(1) 夕暮れ時以降の交通事故を防止する取組

ア 夕暮れ時から夜間における死亡事故の特徴（日の入り後1時間における横断中の死亡事故が多いなど）を踏まえた交通安全教育等の推進

イ 夕暮れ時における自動車前照灯の早めの点灯を促す取組の推進

ウ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進

エ 自動車運送業を始めとする各種事業者による従業員への夕暮れ時以降の運転時の注意喚起を促す取組の推進

(2) 運転者の歩行者優先意識の徹底とながらスマホの防止対策

ア 横断歩道等に歩行者等がいないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進

イ 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行するなどの交通マナーの実践を促す取組の推進

ウ 運転中のスマートフォン等の使用や注視の危険性に関する広報啓発の推進

(3) 飲酒運転の根絶

ア 「飲酒運転をしない、させない、許さない、そして見逃さない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶に向けた取組の推進

イ 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守を徹底させる取組の推進

(4) 妨害運転等の防止対策

ア 妨害運転等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発の推進

イ ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

(5) 高齢運転者の交通事故防止対策

ア 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響（反応速度が遅くなったり、動作の正確性が低下するなど）等を踏まえた交通安全教育及び広報啓発の推進

イ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度に関する広報啓発の推進

ウ 運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知に加え、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発により自主返納を促す取組の推進

3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

(1) 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用と安全確保

ア 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進

イ 夕暮れ時の早めの灯火点灯と自転車の被視認性を向上させるための反射材用品等の取付けを促す取組の促進

ウ 幼児同乗中自転車の特性（重心が高く不安定であるなど）を踏まえた転倒防止など安全利用に関する広報啓発や幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用の徹底を促す取組の推進

エ 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備の促進

オ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入を促す取組の推進

(2) 自転車の交通ルール遵守の徹底と新たなルール（ながらスマホ及び酒気帯び運転の禁止の厳格化）の周知

ア 車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」にのっとった通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進

イ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進

ウ スマートフォン等使用時や傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転の危険性の周知と指導の徹底

エ 自転車配達員に対する街頭における指導啓発や雇用主等に対する交通安全対策の働き掛け等の推進

オ 道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）の規定（令和6年5月24日に公布され6月を超えない範囲内に施行される、ながらスマホの禁止、酒気帯び運転に対する罰則の創設）についての周知

(3) 特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

ア 16歳未満による運転の禁止や車道通行の原則などの周知と遵守の徹底及び被害軽減のための乗車用ヘルメット着用を促す取組の推進

イ 販売事業者、シェアリング事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の安全利用に関する広報啓発の推進

4 バイクの交通事故防止

(1) バイクの交通事故防止対策

ア バイクの特性（不安定性や死角に入りやすいなど）の周知及びあご紐は緩みなくしっかり締めるなど乗車用ヘルメットを正しく着用することやプロテクターを着用することによる被害軽減効果に関する広報啓発の推進

イ カーブや交差点の手前で十分に減速すること、無理な追い越しをしないことなど、安全運転に関する広報啓発の推進

ウ 若年層のみならず、中高年層に対するバイク安全運転教育・広報啓発の推進

5 スピードダウンと全席シートベルト着用の徹底

(1) スピードダウン

ア 速度の出し過ぎによる危険性を周知するための広報啓発の推進

イ 思いやり・ゆずり合いの心を持った運転意識の醸成に向けた広報啓発の推進

ウ ドライビングシミュレータ等を活用した安全速度の遵守に向けた交通安全教育の推進

(2) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

ア 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解を促す取組の推進

イ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付方法やハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法に関する広報啓発の推進

ウ 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進

第7 具体的広報内容

運動の推進に当たっては、次により運転者及び歩行者のそれぞれの立場から交通安全を実践するとともに、家庭、学校、職場では、交通の場における正しい行動が習慣化されるよう話し合いや指導を行い、各地域では地域のふれあいを通じて、地域に根ざした交通安全活動が行われるように努める。

1 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止

○ 歩行者の皆さん

横断歩道や信号機のある交差点が近くにあるときは、その横断歩道や交差点で横断しましょう。

信号機のない横断歩道を横断する時は、「ハンドサインでストップ運動」を実践し、

・手を上げるなどして運転者に横断する意思を明確に伝えましょう。

・横断する前、横断中も、左右の安全をよく確認して車に注意しましょう。

・横断歩道手前で停止した運転者と目を合わせ、会釈するなど感謝の気持ちを伝えましょう。

外出するときは、明るい服装を心掛け、反射材用品等を身に付けましょう。

- 家庭では

家族が外出するときは、「交通事故に気をつけて」のひと声をかけましょう。
- 学校では

基本的な交通ルールのほか、「ながらスマホ」などの危険性を理解させましょう。
- 地域・町内では

交通安全講習等に積極的に参加するなど、反射材用品等の普及と着用の促進を呼びかけましょう。

【ハンドサインでストップ運動】

信号機の設置のない横断歩道において、歩行者とドライバーが相互に意思疎通を図る横断方法等を提唱し、歩行者保護の気運醸成を図ることを目的とした運動です。

2 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶

- 運転者の皆さんは

対向車や先行車がいない場合は、走行用前照灯（ハイビーム）の使用を励行しましょう。
周囲が見にくく、歩行者等の発見が遅れがちになるので、交差点では徐行し、歩行者の道路横断に対応できる安全な速度で運転しましょう。
「ハンドサインでストップ運動」を実践し、
 - ・横断歩道に近づくときは、横断歩行者や横断しようとする歩行者がいないことが明らかな場合を除き、その直前で停止できる速度で進行しましょう。
 - ・横断歩道に横断歩行者や横断しようとする歩行者がいる場合は必ず横断歩道手前で停止しましょう。（停止後は、歩行者に「お先にどうぞ」と手で合図しましょう。）飲酒運転は悪質で重大な犯罪であるとの認識を持ち、二日酔い運転を含め、飲酒運転は絶対にやめましょう。
思いやりとゆずり合いの気持ちを持って、安全運転を心掛け、あおり運転など危険な運転はやめましょう。
- 高齢運転者の皆さんは

体調に不安があるときは運転を控えるなど、無理のない運転を心がけましょう。
交通安全講習会などに参加し、交通ルールや加齢に伴う身体機能の変化などを理解しましょう。
安全を確保するため高齢運転者標識（高齢者マーク）を活用しましょう。
- 同乗者の皆さんは

運転者に対して、ゆとりを持って運転するよう声をかけ、安全運転を実践させましょう。
運転者の飲酒状況を確かめ、二日酔い状態も含めて、酒気を帯びている人には、絶対に運転させないようにしましょう。（同乗罪に問われる場合があります。）
- 家庭では

外出時は、明るい服装を心がけ、反射材用品やLEDライト等を身につけるなど目立つ工夫をしましょう。
交通事故に遭わないよう、夕暮れ時の危険性、危険個所などについて話し合いましょう。

う。

「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性を話し合い、家族が外出するときは、「交通事故に気をつけて」のひと声をかけましょう。

運転に不安をもつ家族がいる場合は、免許の自主返納についても話し合いましょう。

飲酒運転は悪質で重大な犯罪であること、悲惨な事故やひき逃げにつながる危険な行為であることなどを、家庭で繰り返し話し合うなど、飲酒運転を根絶しましょう。

○ 地域・町内では

街頭啓発や広報活動を通じて、交通ルールの遵守や交通事故防止を呼びかけましょう。

街頭啓発や町内会の会合、回覧板など、あらゆる機会を通じて、飲酒運転の根絶を呼びかけましょう。

○ 職場・学校では

定期的に安全教育や指導などを行い、飲酒運転根絶の意識を浸透させましょう。

ポスター（飲酒運転根絶ロゴマーク使用）等の掲示や、ハンドルキーパー運動を推進するなど、継続的に安全啓発や注意喚起を実践しましょう。

飲酒場所に車で行かないことや、飲酒後の帰宅手段の確認など、飲酒運転をさせないため、お互いに注意喚起のひと声をかけましょう。

【ハンドルキーパー運動】

自動車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける運動です。

○ 酒類を提供・販売する飲食・販売店の皆さん

飲酒運転の悪質・危険性や交通事故の悲惨さを呼びかけ、ハンドルキーパー運動を推進し、飲酒運転を根絶しましょう。

飲酒運転をしようとしている者を制止し、タクシーや運転代行の利用を促すなどして、飲酒運転を根絶しましょう。

○ タクシー・運転代行業者の皆さん

酒類を提供する飲食店や酒類販売店等と協力して、タクシーや運転代行の利用を働きかけ、飲酒運転を根絶しましょう。

○ 道民の皆さん

「飲酒運転をしない、させない、許さない、そして見逃さない」を徹底しましょう。

飲酒運転をしている者や、その疑いのある者を発見した場合は、警察に通報しましょう。

【飲酒運転通報システム】

北海道警察では、110番通報のほか、飲酒運転に関する情報提供を電子メールにより受け付ける「飲酒運転ゼロボックス」をホームページ上に開設しています。

3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

○ 運転者の皆さん

交差点等における一時停止、安全確認を徹底し、自転車等との事故を防止するとともに、自転車等を追い越すときは、安全な間隔を確保しましょう。

○ 自転車等を利用する皆さん

自転車も車両として交通ルールを守らなければならないことをよく認識しましょう。

車道通行が原則（左側端）、歩道通行は例外（歩行者優先）を徹底しましょう。

頭部を保護して事故による被害を軽減するため、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

自転車損害賠償保険等への加入、夕暮れ時は早めのライト点灯に努めましょう。

特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）を利用する際には、ナンバープレートの取り付けや自賠責保険（共済）への加入など特定小型原動機付自転車に関する交通ルールを遵守しましょう。

イヤホン使用など安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態での運転、傘差し、「ながらスマホ」の片手運転など危険な行為はやめましょう。

○ 家庭では

自転車等の点検・整備に努め、自転車等に乗車するときは、乗車用ヘルメットを着用するとともに、自転車損害賠償保険等に加入しましょう。

○ 学校では

「自転車安全利用五則」や「北海道自転車条例」の周知を図るとともに、イヤホン使用など安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態での運転、傘差し、「ながらスマホ」の片手運転などの危険性についての指導を徹底しましょう。

○ 地域・町内では

交通安全講習等に積極的に参加するなど、反射材用品やLEDライト等の普及と着用の促進、自転車の交通ルールの遵守とマナーの向上に努め、お互いに自転車の安全利用を呼びかけましょう。

【自転車交通安全教育動画】

北海道及び北海道警察が制作した交通安全教育動画「再確認！

自転車の交通ルール」を活用下さい。



北海道警察公式YouTubeチャンネルで配信しています。 (Youtubeに移行します)

4 バイクの交通事故防止

○ 運転者の皆さん

交差点では、バイクを見落とす危険があります。バイクの有無や動きをしっかりと確認しましょう。

○ バイクを利用する皆さん

ツーリング等では、余裕のある安全な計画のもとに、メンバー同士で事故防止について事前に話し合いましょう。

また、無理な追い越し・スピードの出し過ぎに注意し、適度な休憩を取りましょう。

○ 地域・町内では

街頭啓発や町内会の会合、回覧板など、あらゆる機会を通じて、バイクの交通事故防止について呼びかけましょう。

5 スピードダウンと全席シートベルト着用の徹底

○ 運転者の皆さんは

時間にゆとりをもち、スピードダウンで安全運転をしましょう。

後部座席を含め、全員がシートベルト・チャイルドシートを正しく着用しているか確認しましょう。

○ 同乗者の皆さんは

運転者に対して、ゆとりを持って運転するよう声をかけ、安全運転を実践させましょう。

全ての座席でシートベルト・チャイルドシートを着用しましょう。

○ 家庭・職場では

スピードの出し過ぎによる交通事故の悲惨さを話し合い、安全運転に努めましょう。

シートベルト・チャイルドシートを着用しない場合の危険性について理解を深め、全ての座席において、必ず着用するよう習慣付けましょう。

○ 地域・町内では

街頭での啓発活動や町内会の会合、回覧板など様々な機会を通して、スピードダウンや全ての座席でのシートベルトとチャイルドシートの正しい着用について呼びかけましょう。全ての座席でシートベルト・チャイルドシートを着用しましょう。

○ 家庭・職場では

スピードの出し過ぎによる交通事故の悲惨さを話し合い、安全運転に努めましょう。

シートベルト・チャイルドシートを着用しない場合の危険性について理解を深め、全ての座席において、必ず着用するよう習慣付けましょう。

○ 地域・町内では

街頭での啓発活動や町内会の会合、回覧板など様々な機会を通して、スピードダウンや全ての座席でのシートベルトとチャイルドシートの正しい着用について呼びかけましょう。